



サル(吉田群)の位置情報が町のホームページで見れます!!



富士河口湖町には吉田郡と呼ばれるサルの群れが約70～80頭おり、河口浅間神社付近から、浅川、船津奥馬込、富士吉田浅間町(忠霊塔付近)の間を行き来しており、野菜や家屋等に集落加害を与えています。

町では、住民の皆様には吉田群の位置情報の提供を始めました。

町ホームページ(<http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/>)にアクセスし、野生サルの群れ位置情報を開くとご覧になれます。

サルの被害を防ぐには

食べられても被害と思わない物がサルの格好の餌となります。これらをなくすることでサルの出没回数も減ります。

- ・出荷できない野菜を畑に残さないようにしましょう。
- ・収穫時にでる野菜の葉などを畑に残さないようにしましょう。
- ・柿、アモンドウなどの果実は収穫しましょう。
- ・遊休農地に生えるクローバ、タンポポ、クズ等はサルの格好の餌です。遊休農地の草刈りを行ないましょう。
- ・サルが住宅地や田畑に現れたら、「猟犬」や「花火」などを使って追い払いましょう。
- ・住宅内に入り込む場合もありますので、戸締りをしましょう。
- ・地域の皆様の協力が必要です。できることから解決して行きましょう。



鳥獣被害防護柵などを設置すると補助金がでます

- ・サルやイノシシ・鳥などから農作物を守るため、電気柵、網、トタンなどを設置した人に、かかった費用の5割以内で5万円を限度として補助金を交付します。
- ・補助金の交付を受けようとする人は、資材購入費の領収書と完成写真を添えて申請してください。

問合せ先: 農林課 振興係 72-1115



今年も実施します!

富士桜ミツバツツジまつり

= 4月24日 ~ 5月3日 =

富士河口湖町に春の幕開けを告げる「富士桜ミツバツツジまつり」。町民の皆さんも、ご家族や知人・親戚の方々を誘ってお出でください。お待ちしております。

オープニングセレモニー、富士桜・ミツバツツジの鑑賞、甘酒、桜湯サービス、富士桜苗木プレゼント、わた菓子・ポップコーンプレゼント、丸太切り体験、カルチャースクール(木工クラフト)、薬草・山野草ガイド、特産品ショップ、盆栽・苗木の販売、クロージングセレモニー【姉妹村芦川村の特産品販売もあります(コンニャク・ワサビ漬け・ハウレン草など)】

町広報版メールマガジン(仮称)「ふじの風」 創設について

～やまなし申請・予約ポータルサイトを利用したの～



町の各種広報活動として、これまでに紙の広報誌に加え、平成13年度からCATVを使つての「テレビこうほう」の製作、平成15年度から町ホームページ上での広報誌が見れる対応を行い、広報活動の幅を広げてきました。また、更なる広報活動を模索していましたが、電子自治体の実現に向けて、県及び各市町村が共同で出資し開発を進めている「やまなし申請・予約ポータルサイト」で、メールマガジンシステムを利用し、今回の町広報版メールマガジン発行となりました。先の3月議会でも質問がありましたが、携帯電話に対する様々な情報提供等についても、役場担当者や有識者等での4月から検討委員会を設けて協議していくことにしています。町民の皆さんからのご意見やご要望等ありましたら遠慮なく申し出てください。



メールマガジン「ふじの風」の概要

広報メールマガジン「ふじの風」では具体的には、今週の話
題、町長室から、町内の皆さんへ、町外の皆さんへの4つ
の内容で、町内外の皆さんにホットで様々な情報を週間に1回
(毎週月曜日)配信し、メールマガジン登録者に届けます。

メールマガジン「ふじの風」購読方法

メールマガジンの購読申し込みを行うには、「やまなし申請・
予約ポータルサイト」の利用者IDを取得している必要があります。



利用者ID取得はID取得は「やまなし申請予約ポータルサイト」上で取得手続きをしてください登録完了後、3日から1週間程度で登録された住所にパスワードを記載したハガキが郵送されます。ハガキが郵送されましたら、利用者IDを使いメールマガジンの購読手続きを行ってください。

「左下のやまなし申請・予約ポータルサイト」を選択 「やまなし申請・予約ポータルサイト画面」右下の県内メールマガジン申込みを選択

「メールマガジン一覧画面」の登録するを選択 利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」を選択 「メールマガジン購読申込み画面」で購読希望するメールマガジンを選択し、メールマガジン配信先のメールアドレスを入力 「メールマガジン購読購読申込み確認画面」の内容に問題がなければ「OK」を選択し、操作を完了してください。

以上で購読申込みは完了です。

～メールマガジン「ふじの風」～
= No 1 . = 2008年4月3日発行 =
= = もくじ = =

今週の話題 = =
・4月広報誌ができました！
町長室から = =
・今週の町長の予定
町長のひとり言
町内の皆さんへ = =
・4月5日の献血にご協力を
サレ情報
庁舎イベント紹介
町外の皆さんへ = =
・さくら開花情報
花だより

//////////

【1】4月広報誌ができあがりました。
平成17年度予算の概要などを掲載しています。

【2】今週の町長の予定
4月4日(月) 終日県庁
4月5日(火) 庁庁
4月6日(水) 午前 船津小入学式、午後 北中入学式

メールマガジン「ふじの風」イメージ



メールマガジンの掲載内容については、町役場企画課 72 - 1129 へ連絡してください。

毎月20日は、「行政相談・心配ごと相談」日です！

梶原弁護士（町顧問弁護士）、行政相談員、心配ごと相談員、人権擁護委員さん方に対応していただいています「行政相談・心配ごと相談」ですが、4月から下記の要領で実施しますので、ご利用下さい。また、県の機関においても、様々な相談を受付けていますので併せてご利用下さい。



開設場所	町交流センター（旧河口湖町役場）	勝山ふれあいセンター（勝山出張所）	足和田出張所
開設時間	午前10時～午後2時	午後1時～4時	午後1時～4時
弁護士相談	午前10時～12時（毎月）	午後1時～3時（偶数月）	午後1時～3時（奇数月）
行政相談 心配ごと相談	午前10時～午後2時 行政相談員 心配ごと相談員	午後1時～4時 行政相談員 心配ごと相談員 人権擁護委員	午後1時～4時 行政相談員 心配ごと相談員

県の機関での各種相談

無料弁護士相談

日時 毎月5、15、25日
午後1時～4時
（この日が土・日・祝日の場合は直後の平日）
場所 県民相談センター相談室
（県民情報プラザ2階：甲府市）
相談は、予約制、1人あたり30分

電話相談

県民相談センター 055 223 1366～9
富士北麓・東部地域振興局
（0554 45 7800 内線2041）
月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後4時

各種消費生活相談

消費生活に係るいろんな相談に対応します。
消費生活センター地方相談室
電話；24-9030（吉田合同庁舎内）

テレビ電話相談

県の各合同庁舎に設置したテレビ電話を使って、
県民相談センターの専門相談員が直接相談に応じます。

利用方法 南都留合同庁舎へ申し込んでください。
（0554 45 7800）

開設時間 午前9時～午後4時



【国の仕事に関する苦情などは、行政相談員さんへ】

総務大臣から委嘱を受けた行政相談員さんは、旧町村で各1名づつの3名が、国の仕事に関する苦情などの相談などを受け付け、助言や関係行政機関に対する通知等を行なっています。相談は、口頭、電話、手紙のいずれの方法でも結構ですのでお気軽に相談してください。

行政相談員名	住所	電話番号
白壁 勝雄	船津846-3	72-0143
小佐野成太郎	勝山91	83-2320
梶原 一栄	長浜606	82-2446

【基本的人権の侵害等に関することは、人権相談委員さんへ】

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員さんは、人権を侵害された方から口頭や文書で被害の申告を受けたら、直ちに事情を聴取してその内容を法務局長に通報し、関係機関への勧告など等の処置を講じる職務を担っています。皆さんの人権に関する被害や悩みなどありましたら、気軽に相談してください。

人権擁護委員	住所	電話番号	人権擁護委員	住所	電話番号
堀内 孝治	大石1055	76 7926	外川 喜重郎	船津4732-1	72 0580
赤池 孝男	船津3844-3	72 0026	堀内 大八	勝山969-2	83 2850
蒔田 弥生	河口2043-1	76 8348	渡辺 孝次	西湖2175-4	82 2502
森 智洪	小立139	72- 1559	渡辺 勇一	西湖西5-2	82- 2009